

監査公告第10号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について別紙のとおり公表する。

令和2年1月29日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

令和元年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の平成30年度、令和元年度（11月まで）に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理者の概要

名 称	公益社団法人 加賀市シルバー人材センター
代表者	理事長 野村 徳行
住 所	加賀市大聖寺八間道 65 番地

施設の概要

施設名	かが交流プラザさくら			
施設規模	敷地		6,679.15 m ²	
	建物	13,249.39 m ²	1階 3,164.56 m ²	
	(鉄筋コンクリート造)		2階 3,228.53 m ²	
			3階 3,297.69 m ²	
			4階 2,876.40 m ²	
			5階 642.55 m ²	
			PH 39.66 m ²	
駐車場	4 個所	196 台		
所在地	加賀市大聖寺八間道 65 番地			
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日			
指定管理委託料	平成 30 年度 14,584,000 円			
指定管理に係る収支状況	平成 30 年度			
	収 入		24,589,649 円	
	支 出		24,332,591 円	
	収 支		257,058 円	
施設利用実績	利用者数	会議室等（10 個所）	36,502 人	合 計 76,520 人
		自主事業分（レストラン他）	22,583 人	
		行政分（健康課他）	17,435 人	
その他収入	自主事業収入	344,138 円		
	負担金（入居）	9,661,511 円		
参 考 (市収入)	利 用 料 収 入	385,310 円		

3 監査期間 令和元年12月18日～令和2年1月29日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史
議選監査委員 林 茂信

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から提出された資料及び関係書類等について、次項の着眼点に基づき監査するとともに、施設において指定管理者の関係者から説明を受けた。

6 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

第2 実施内容

1 業務の報告状況について

指定管理業務委託の仕様書に基づき、事業実績報告及び消防設備等保守点検等の結果について、所管課への報告状況を確認した。

2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行う他、自主事業の取り組み状況や利用料金の収納手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの実施状況等について説明及び資料を求めた。

3 決算について

決算書及び諸帳簿、通帳残高（相当額）を確認するとともに、収入・

支出の根拠となる施設利用申込書、請求書、賃金台帳を検査した。

4 利用促進の取り組みについて

事業計画及び事業実施報告を確認するとともに、高齢者の就業機会確保事業としての「レストランさくら」の利用状況やシルバーいきいきサロンでの各種講座開催の状況説明を受けた。

特に、「レストランさくら」について、施設の設置目的である「まちなかの賑わい創出及び住民活動の推進等」の観点から、指定管理者側の考え方を確認した。

第3 監査結果（指摘事項）

施設の設置目的から、利用料金は原則無料となっていることや、公共的団体の入居を始め、行政の施設部分も含まれており、複合的な活用がなされている施設であることを踏まえて、監査を行った。

施設の管理運営状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、検討を要する事項が見受けられたので、次のとおり記述する。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

1 所管課（地域づくり推進課）に対する監査結果

(1) 事業計画について

施設設置後2年9月経過する中で、指定管理者から提出された事業計画書の一部で、実態に合っていない箇所が見受けられる。協定書第17条に規定する単年度ごとの事業計画において、適正な範囲において見直しが必要である。

例えば、貸室利用者を対象として利用者アンケートや苦情処理のための「お客様説明マニュアル」については、必要性が乏しいように感じるものの、未実施にもかかわらず記載されたままである。

また、「レストランさくら」の開始や駐車場に関する修繕や除雪対応、複合的活用ならではの全体の庶務業務など、当初見込めなかった業務の増加に対し、指定管理料を約0.7人/月として加算しているにも関わらず、事業計画書に相当分の人員体制と業務内容が明記されていないままである。

より良い事業計画（協定書、仕様書等の見直し）が提出されるよう、所管課としての指導を期待する。

(2) 自主事業の位置づけ

「レストランさくら」の取り組みについては、非常にすぐれた取り組みと考えるが、現在、活動支援（補助金）との関係上、シルバー人材センター一本の事業として位置づけて整理されている。

まちなかの賑わい創出、施設利用の促進といった観点から見ても、指定管理業務に大いに貢献していることから、将来的には指定管理業務内の自

主事業に整理して、効果を高めることも検討されたい。

2 指定管理者（シルバー人材センター）に対する監査結果

(1) 利用促進

施設の管理運営にあっては、当初見込めなかった業務や複合的利用の施設ならではの苦労がある中で、当該施設の設置目的をよく理解され、積極的に取り組まれていることが見てとれた。

貸館施設としては難しい貸室の利用促進についても、シルバー人材センターの会員などを通じて、各種講座を開催し参加を呼びかけるなど、独自の工夫も凝らしている。

資料によれば、令和元年度の上半期の利用者は 36,875 人であり、前年同期の 42,221 人と比べて、やや減少しているが、今後も継続した取り組みを期待している。

(2) 情報発信

利用者側から見れば、無料の貸室と広い駐車場を備えている利便性の高い施設である。入居団体はもとより、いわゆる公共的団体への案内など、あらゆる場面を活用して、施設の情報発信に努められることを期待している。

第4 留意事項

地方自治法第 199 条第 12 項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。